いじめ対応
ハンドブック
（改訂版）

～いじめ防止対策推進法・いじめの重大事態の
調査に関するガイドライン等対応版～

令和８(2026)年10月

栃木県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、栃木県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」において、基本目標の一つとして、「誰もが安全に安心して学べる学校をつくる」を掲げ、いじめの初期対応の徹底と実効的な学校いじめ対策組織の構築の推進に取り組んでいるところです。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されてから13年が経ち、本県公立学校においては、いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等に基づき、積極的にいじめを認知し、一つ一つの事案に対して組織として丁寧に対応しているところですが、いじめの重大事態の発生件数は増加傾向にあることから、いじめの深刻化を防止するため、引き続き、いじめの被害等の悩みを抱えた児童生徒のSOSを早期に察知し受け止め、いじめの疑いの段階から組織的に対応していくことが必要です。

また、令和７年度には、本県公立学校の校内において、暴力を伴ういじめの行為が撮影され、その動画が投稿・拡散される事案が発生しました。いじめや暴力は被害を受けた児童生徒の生命を脅かし、同じ学校で生活している児童生徒の安全・安心を奪ってしまう行為です。本事案の発生を踏まえ、各学校においては、いじめや暴力行為の防止に向け、児童生徒がいじめや暴力行為は絶対に許されない行為であることを認識することができるよう毅然とした粘り強い指導を継続しながら、児童生徒が自他の存在を認め、大切に思い接する心の育成に取り組むとともに、児童生徒がSNS等の不適切な利用に

よる影響や危険性を理解することができるようになるための指導を強化し、教職員自身もSNS等を通じたいじめが発生した際の対応について理解を深めることが必要です。

　このような経過を踏まえ、平成31年３月に作成・配布した「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版」の改訂版として作成した本資料においては、令和６年８月に文部科学省が改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、主にいじめの重大事態調査における組織的な対応について、チェックリストを掲載したり、対応の流れを具体的に示したりするとともに、インターネット上のいじめへの対応として、警察に相談・通報すべき事例や児童生徒に対する指導のポイント等を掲載しました。

　本県の子どもたちがいじめに悩んだり苦しんだりすることなく、日々安心して学校生活を送ることができるよう、各学校において、職員会議や校内研修等の機会に本資料を積極的に活用し、自校の取組を確認することで、教職員一人一人がいじめの問題に取り組む当事者であることを自覚するとともに、いじめの早期発見・早期対応、いじめの防止に向けた組織的な取組がより実効的なものになることを期待しています。

　最後に、本資料の作成に当たり、坂田仰委員長をはじめ、児童・生徒指導推進委員会の皆様に御尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和８(2026)年10月

栃木県教育委員会教育長　中村　千浩

目次

1　いじめ防止対策推進法やガイドライン等の理解　P. 1

（1）　読んでおくべき法律やガイドライン等
（2）　いじめの定義
（3）　いじめの認知
（4）　学校に求められる主な取組
（5）　学校いじめ防止基本方針について

2　組織的な対応　P. 8

（1）　学校いじめ対策組織とその役割
（2）　組織的対応チェックリスト
（3）　いじめ対応フロー図(概要)
（4）　対応の流れ(①～⑧)

① 情報の把握
② 情報の集約・整理
③ 対策組織の招集の指示
④ 緊急の学校いじめ対策組織会議(調査前)の開催
⑤ 被害・加害が疑われる児童生徒及びその保護者への説明・提案等
⑥ 調査の実施
⑦ 緊急の学校いじめ対策組織会議(調査後)の開催
⑧ 被害・加害児童生徒及びその保護者に対する指導・支援・助言に関する組織的な対応

（5）　いじめの解消

3　重大事態への対処　P. 26

（1）　重大事態の定義
（2）　重大事態調査の目的
（3）　重大事態に関するガイドライン等
（4）　重大事態の対応フロー図
（5）　重大事態発生時の対応
（6）　「学校が調査の主体となる場合」の学校における対応の流れ
（7）　インターネット上のいじめへの対応

4　早期発見・早期対応　P. 44

（1）　アンケート調査の実施
（2）　教育相談体制の充実
（3）　いじめの早期発見につながる日頃の観察
（4）　情報の整理と共有

5　いじめの防止　P. 53

（1）　いじめの防止に向けた取組
（2）　いじめの防止に向けた年間計画

参考資料等　P 60

本資料の活用について

本資料は、教職員一人一人が、いじめ防止対策推進法やガイドライン等を理解するとともに、それらに基づくいじめの防止等のための対策の充実を図ることを目的として作成しました。

1　本資料の活用例

（１）　日頃の教育活動の中で、いじめ事案の対処等に関する疑問や気になることがあった際の参考資料として活用してください。

（２）　いじめの問題に関する校内研修や自主研修、「学校いじめ対策組織」の会議等において、法やガイドライン等に基づく対応の確認等を行うための資料として活用してください。

（３）　目次の見出しや関連ページをクリックすることで、該当ページに飛ぶことができます。

いじめ事案聴き取りシート（例）⇒P.51参照

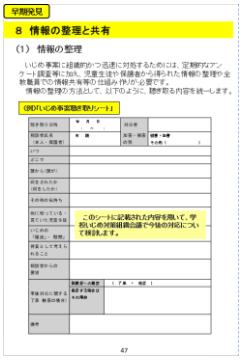

（４）　法律や基本方針、ガイドライン、参考資料等をクリックすることで、該当する資料を閲覧することができます。

ア　いじめ防止対策推進法

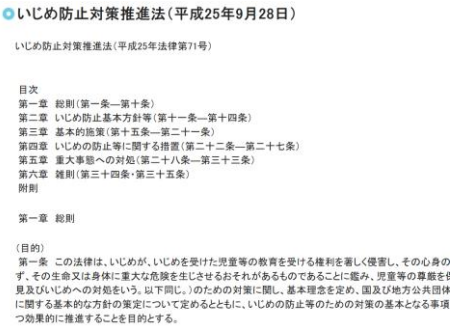

２　本ハンドブックにおける用語の解説

○　法・・・・・・・・・・・・いじめ防止対策推進法
（平成25年法律第71号）

○　基本方針・・・・・・・・・いじめの防止等のための基本的な方針
（平成25年10月11日文部科学大臣決定
（最終改定　平成29年３月14日））

○　県いじめ防止基本方針・・栃木県いじめ防止基本方針
（平成26年４月栃木県
（改定　平成29年12月））

○　ガイドライン・・・・・・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
（文部科学省　令和６年８月改訂版）

○　被害児童生徒・・・・・・いじめの被害を受けたことが確認された児童生徒

○　加害児童生徒・・・・・・いじめを行ったことが確認された児童生徒

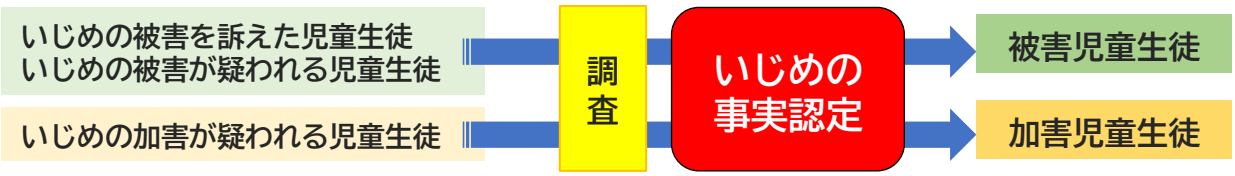

○　関係児童生徒・・・・・・当該事案において被害・加害のどちらにも該当しない児童生徒（目撃者、周囲で状況を把握している児童生徒等）

１　いじめ防止対策推進法やガイドライン等の理解

（１）　読んでおくべき法律やガイドライン等

ア　いじめ防止対策推進法

社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です。いじめの定義、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等のための組織設置、重大事態への対処等が定められています。

イ　いじめの防止等のための基本的な方針

国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第１１条に基づき策定されたものです。学校いじめ防止基本方針の策定や学校いじめ対策組織の役割等に関する具体的な内容等が定められています。

ウ　栃木県いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第１２条に基づき、国、県内市町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、県民総がかりで、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう策定したものです。

市町においても、いじめ防止基本方針が策定されています。

エ　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

学校等が、いじめ防止対策推進法等の趣旨を踏まえ、いじめの重大事態の調査を円滑かつ適切に進めることができるよう、基本的な進め方や留意事項等をまとめたものです。重大事態調査の概要や目的、重大事態に対する平時からの備え、重大事態調査の進め方、調査結果を踏まえた対応等が示されています。

学校等は、いじめの問題に対して、これらの法等に基づいて対応することが求められています。教職員一人一人が、これらの趣旨を理解することが必要です。

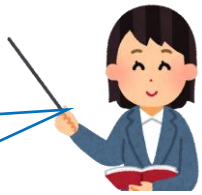

オ　児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針

自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、背景調査の進め方、いじめが背景に疑われる場合の措置、平常時からの備え等について示されています。

（２） いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条第１項には、いじめの定義が規定されています。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

定義に含まれる４つの要素

① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も**児童生徒である**こと

② 行為をした者（A）と行為の対象となった者（B）の間に**一定の人的関係が存在**すること

③ AがBに対して**心理的又は物理的な影響を与える行為をした**こと

④ 当該行為の対象となったBが**心身の苦痛を感じている**こと

Ｑ１． 「一定の人的関係にある他の児童等」とは誰を指すのですか？

Ａ１． 学校の内外を問わず、同じ学校、学級、部活動等に所属する児童生徒や、同じ塾やスポーツクラブ等に通っている児童生徒を指します。

Ｑ２． 「物理的な影響」とは、どのようなものですか。

Ａ２． 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

Ｑ３． 「心身の苦痛を感じている」とは、どのように判断しますか。

Ａ３． いじめの被害が疑われる児童生徒の主観に基づいて判断します。ただし、本人がいじめを否定することもあるため、当該児童生徒の表情や言動、当時の状況、周囲からの聴き取りなども踏まえ、学校いじめ対策組織として総合的に判断します。

（３） いじめの認知

「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」等であっても、いじめの定義を踏まえ、いじめが疑われると捉え、いじめとして対応します。

● 「ごく初期段階のいじめ」の具体例

・ 授業中に先生に指されたが答えられないＢさんにＡさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Ｂさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
・ ＢさんはＡさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

● 「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」の具体例

・ ＡさんはＢさんに「もっと友だちと積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたＢさんは、その言葉で深く傷ついた。

・ 入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているＢさんにＡさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Ｂさんは、何度も同じことを言われ苦痛に感じている。

「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめです。学校組織として、いじめを正確に認知し、適切に対応していくことが大切です。
いじめか否かは、発見者が判断するのではなく、「学校いじめ対策組織」（Ｐ．９参照）で判断しましょう。

指導例

いじめの認知漏れが起きてしまう例や「いじめ」という言葉を使用しない場合の指導例を紹介します。

● いじめの被害が疑われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじめではないと判断し「いじめ」の認知漏れとなってしまう例

Ａさんは、Ｂさん、Ｃさんと休み時間によく一緒に遊んでいる。同じクラスの生徒が担任の先生に「Ｂ、Ｃは遊んでいる際、かなり言葉が乱暴。Ａは２人に嫌な言葉を言われて泣くことがある。」との話があった。担任がＡさんに直接確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、Ａが苦痛を感じていないと判断し、いじめと認知しなかった。

対応

○　いじめは、ふざけあいを装った形態で行われることがあり、教職員の前で加害者がいじめでないと主張し、被害者も同意せざるを得ない状況が悪化を招くこともあります。いじめではないかと違和感を持った場合は、当事者が否定したとしても安易にいじめではないと判断するのではなく、違和感を持った言動をすぐに止めさせ、調査を行い（家庭訪問を行うなど、いじめの被害が疑われる児童生徒が安心して話せる環境に配慮した聴き取り、周囲の児童生徒からの聴き取り、アンケート調査など）、必要に応じて指導をすることが大切です。

○　いじめの被害が疑われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても、当該行為により心身の苦痛を受けている可能性があると考えられる場合は、いじめが疑われると捉え、いじめとして対応します。

●　「いじめ」という言葉を使用しない場合の指導・支援の例

　Ａさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なＢさんは、解き方と答えを教えてあげた。
　Ａさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聴いた途端に泣き出してしまった。このことでＢさんは困惑してしまった。

・　ＡさんとＢさんは、一定の人的関係にある。
・　ＢさんがＡさんに解き方と答えを教えた行為は心理的又は物理的な影響を与える行為である。
・　Ａさんは泣き出しており苦痛を感じたと認められる。

→ **「いじめ」として認知**

Ａさんに対する支援の例

先生　：　もう少しで解けたとこだったので悔しかったのね。
　　Ａさん、一生懸命がんばってたもんね。
Ａさん：　・・・。

後日、先生は、Ａさんの気持ちが落ち着いているのを確認し、Ａさんに声をかけた。

先生　：　Ａさんは、この前、Ｂさんがなんで算数の問題の解き方や答えを教えてくれたと思う？
Ａさん：　たぶん自分が困っていると思って、助けようとしてくれた。
先生　：　そうだね。ＢさんはＡさんのためを思ってそうしたのかもしれないね。

Ｂさんに対する指導の例

先生　：　Ａさんが困ってると思って教えてあげたのね。Ｂさんはとても親切だもんね。困っている人がいたら助けてあげるのはとても大切だから、これからもその気持ちを大切にしてね。
　　ところで、今日、なぜＡさんが泣いちゃったと思う？
Ｂさん：　自分で問題を解きたかった。
先生　：　先生もそうだと思う。そんなときどうするといいのかな？
Ｂさん：　もう少し待てばよかった。
　　分からないところがあったら聞いてねと言えばよかった。
先生　：　そうだね。とってもいいアイディアだね。

　この事例では、Ｂさんへの指導に当たっては「いじめ」という言葉を使う必要はありません。ただし、このような場合でも、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有するとともにＢさんの保護者へは、「いじめ」として対応したことを報告する必要があります。

（４） 学校に求められる主な取組

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」には、学校が実施する取組として、主に以下のことが定められています。

ア　学校いじめ防止基本方針の策定（ いじめ防止対策推進法第１３条）

いじめの防止のための具体的な指導内容のプログラム化を図るとともに、いじめの早期発見・事案対処のマニュアルを作成します。

⇒　P. ７参照

イ　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（ いじめ防止対策推進法第２２条 ）

「学校いじめ対策組織」を設置し、この組織が中心となりいじめの未然防止、早期発見、事案対処等に学校全体で取り組みます。

教職員以外に、専門的な知識を有する者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加え、実効性の高い組織とします。

⇒　P. ８～P. 13参照

ウ　いじめに対する措置　（ いじめ防止対策推進法第２３条 ）

いじめの通報への対応、いじめの事実確認、いじめの解消に向けた指導、保護者への情報提供、警察等の関係機関との連携などに取り組みます。

⇒　P. 14～P. 25参照

エ　重大事態への対処　（ いじめ防止対策推進法第２８条 ）

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、重大事態として、速やかに、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。

⇒　P. 26～P. 39参照

（５） 学校いじめ防止基本方針について

いじめ防止対策推進法第１３条には、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されています。

「学校いじめ防止基本方針」は、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて定めた方針です。

ア 「学校いじめ防止基本方針」を定める意義

① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込むことなく、学校として組織的かつ一貫した対応を行う。

② いじめの発生時の対応をあらかじめ明示することで、児童生徒及び保護者に安心感を与えるとともにいじめの抑止につなげる。

③ 加害児童生徒への成長支援の観点を位置づけ、適切な指導・支援を行う。

イ 「学校いじめ防止基本方針」の内容

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ防止等に係る内容が定められているので確認してください。

【主な内容】

- 学校いじめ防止対策組織の活動内容
- 未然防止の取組
- 早期発見・事案対処について
- 加害児童生徒への対応方針
- 学校いじめ防止基本方針の点検
- 年間計画　　等

学校いじめ対策組織において、「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に即して機能しているかなどについて確認しましょう。

２　組織的な対応

いじめ防止対策推進法第２２条には、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される「学校いじめ対策組織」を設置することが定められています。

「学校いじめ対策組織」は、学校が、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための常設の組織です。

このように考えたことはありませんか・・・

自分が解決しなければ･･･

他の先生に迷惑はかけられない･･･

担当の先生がいないから後で報告しよう･･･

熱心な先生であればあるほど、一人で対応してしまうことがあります。そのような「抱え込み」により、組織的な対応が遅れ、いじめが深刻化する場合があります。

「抱え込み」を防ぐためにはどうするか？

いじめやいじめが疑われる情報を把握したら

↓

「学校いじめ対策組織」に報告・相談する

（１）　学校いじめ対策組織とその役割

【構成員（例）】

管理職、主幹教諭、教務主任、児童指導主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー　等

【体制整備】

- いじめを防止するための対策の年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- 相談・通報窓口の周知
- いじめアンケート調査等の実施と分析
- いじめについての校内研修会の計画立案
- 保護者・地域との連携　等

【事案対処】

- 事実関係の把握、いじめか否かの判断
- 児童生徒への指導・支援体制と対処の方針の決定
- 情報の収集･整理及び記録の作成･保存　等

【点検・評価】

- 学校いじめ防止基本方針の見直しと組織の点検　等

学校いじめ対策組織

説明・協力依頼	連携・相談	周知
保護者	警察、スクールロイヤー、スクールサポーター、児童相談所、医師　等	地域

学校いじめ対策組織は、保護者・地域・関係機関等と日頃から顔の見える関係を築き、事案発生時には、速やかに連携して対応します。

（２）　組織的対応チェックリスト

令和６年８月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）には、重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、新たに「いじめ重大事態に対する平時からの備え」が盛り込まれました。

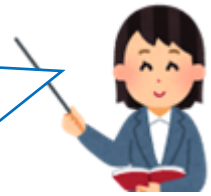

「平時からの備え」は、いじめの防止や早期発見・早期対応において必要な対応です。

ガイドラインに掲載されている「平時からの備え」に関するチェックリストを参考に、以下の「組織的対応チェックリスト」を作成しました。チェックリストを活用して自校の取組を確認しましょう。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト⇒P.63

法や基本方針、「学校いじめ防止基本方針」、いじめの重大事態とその対応の理解

- □　年度初めの職員会議や校内研修等の機会に、生徒指導主事等が全ての教職員に対して、法や基本方針、「学校いじめ防止基本方針」等を周知している。
- □　全ての教職員が、いじめの定義を理解している。
- □　全ての教職員が、いじめの重大事態の定義を理解している。
- □　全ての教職員が、いじめが疑われる事案が発生した場合の対応の流れを理解している。
- □　全ての教職員が、いじめの重大事態が発生した場合の対応の流れを理解している。

児童生徒・保護者・関係機関等に対する説明等

□　年度初めの時期等、学校ホームページ等への掲載や保護者会等での説明を通じて、児童生徒、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要等について説明している。
□　児童生徒や保護者がいじめに関する悩みや被害等について相談できる窓口を周知している。
□　保護者等に対して、いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合に、警察への相談・通報を行うことを周知している。
□　学校評議員会議等の機会を活用し、いじめの状況やいじめの防止等に向けた対策等について、地域や関係機関と情報交換等をしている。

組織体制の整備

□　学校いじめ対策組織会議を定期的に実施している。
□　児童生徒や保護者が相談しやすい体制が整備されている。
□　全ての教職員が学校いじめ対策組織の役割を理解している。
□　いじめが疑われる事案やいじめの重大事態が発生した際に、学校いじめ対策組織を中心に、関係する教職員が役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。
□　学校がいじめ事案への対応において判断に迷う場合等に備えて、学校の設置者に速やかに相談できる連携体制を整えている。
□　日頃から警察と情報共有や相談ができるよう、警察との連絡窓口となる教員を指定している。
□　管理職が専門家や外部機関との連携方法を理解している。

組織体制の運用

□　いじめが疑われる事案を把握した教職員は、学校いじめ対策組織に対して、その旨速やかに報告している。
□　学校いじめ対策組織は、いじめが疑われる事案を把握した場合、緊急の会議を開催し、迅速に対応を検討している。
□　学校いじめ対策組織は、いじめが疑われる事案に関係する児童生徒や保護者に対して、学校の対応方針（調査方法、指導・支援方針等）について、具体的に説明や提案等をしている。
□　学校いじめ対策組織は、児童生徒やその保護者から重大事態の申立てがあった場合、重大事態としての対応を検討している。
□　学校いじめ対策組織は、被害児童生徒への継続的な聴き取り、保護者からの情報収集、欠席状況等の把握などを通じて、重大事態としての取扱いを検討している。
□　学校いじめ対策組織は、担任等に対して児童生徒や保護者への支援等について助言したり、担任等からの相談に応じたりしている。

いじめを深刻化させないための学校全体の取組

□　いじめやいじめが疑われる情報を把握した際は、組織的に情報共有を行い、早期対応に取り組んでいる。
□　学校全体で、定期的なアンケートや個別面談の実施、その結果の迅速な集約等を通じて、いじめの早期発見に取り組んでいる。
□　学校全体で、いじめの防止に向けて、道徳の授業や学校行事等を通じて他者を思いやる心や規範意識の育成等に取り組んでいる。

記録・文書管理体制

□　学校いじめ対策組織会議の議事録を作成・保存している。
□　対応の経過等を時系列で具体的に確認することができるよう、被害児童生徒への支援の記録、加害児童生徒に対する指導の記録、保護者への対応の記録、関係機関との連携の記録を作成・保存している。
□　個別面談、聴き取り調査、電話対応等の個人メモなどについては、そのまま保管するのではなく、速やかに所定の記録様式へ転記し、正式な公文書として保存している。
□　様々な情報を効率的に記録し保存するため、統一のフォーマットの作成など文書管理の仕組みを整えている。

～　記録を作成・保存することの大切さ　～

いじめ事案への対応では、児童生徒や保護者からの聴き取り、学校の対応方針の説明、支援の実施など、様々な場面で情報共有を図りながら対応を進めます。児童生徒や保護者、そして担任等の思いを大切にしながら、家庭と連携して調査や指導・支援を円滑に進めるためには、事案に関する記録を作成・保存することが重要です。次の点を意識して取り組みましょう。

○　日頃から教職員一人一人が記録を残すとともに、その記録を学校の記録として作成・保管することを習慣化しましょう。
○　認識や解釈のズレがないよう、記録の内容を児童生徒や保護者に説明し、共有できるようにしましょう。
○　児童生徒や保護者の不安や不信感を生まないよう、学校内で記録を共有し、対応の漏れや教職員間の認識のズレが生じないようにしましょう。
○　学校としての支援や対応について記録を残し、時間が経過したり、年度が変わったりした場合にも記録の共有をし、継続的な支援ができるようにしましょう。

（３）　いじめ対応フロー図（概要）

いじめ防止対策推進法第２３条第２項には、児童生徒がいじめを受けていると疑われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認をするための措置を講じるとともに、その結果を学校の設置者へ報告することが定められています。

① 情報の把握　**いじめの認知**

↓

② 情報の集約・整理 ⇄ ③ 対策組織の招集の指示

↓

④ 緊急の学校いじめ対策組織会議（調査前）の開催

- 情報共有
- 対応方針の検討
- 警察等関係機関との連携の検討
- 重大事態の取扱いの検討等

法第２３条第２項に基づく**調査の前**に法第２８条に基づく重大事態に該当すると判断 → **重大事態調査（法第28条）**

↓

⑤ 被害・加害が疑われる児童生徒及びその保護者への説明・提案等

↓

⑥ 調査の実施

法第２３条第２項に基づく**調査を進めていく間**に、事態が深刻化したり、欠席が長期化したりした場合 → **重大事態調査（法第28条）**

↓

⑦ 緊急の学校いじめ対策組織会議（調査後）の開催

- 調査結果の共有

いじめの事実認定

- 今後の対応方針の決定
- 再発防止策の検討等

法第２３条第２項に基づく**調査の後**に重大事態に該当すると判断 → **重大事態調査（法第28条）**

↓ **いじめと認定した場合**

⑧ 被害・加害児童生徒及びその保護者に対する指導・支援・助言に関する組織的な対応

- 指導・支援体制の構築
- 被害児童生徒に対する支援等
- 加害児童生徒に対する指導等
- 保護者との連携

↓

いじめの解消

設置者（県・市町教育委員会）への報告

法第23条第２項に基づき調査の結果を報告します。

（４）　対応の流れ（①～⑧）

①　情報の把握　いじめの認知

いじめが疑われる情報を把握する主なきっかけ

- ○　児童生徒の心や体調の変化等に関する教職員の気付き
- ○　養護教諭、スクールカウンセラーから担任への報告
- ○　いじめを受けている児童生徒、その保護者からの相談や訴え
- ○　アンケート調査
- ○　いじめを見た児童生徒からの情報提供
- ○　保護者・地域住民等からの相談や情報提供　等

※　保護者からの相談や、児童生徒や地域住民等からの情報提供があった場合には、相談者等の意向に配慮しつつ、被害が疑われる児童生徒に対する聴き取り調査の実施について検討します。

②　情報の集約・整理

③　対策組織の招集の指示

管理職までの報告ルート（例）

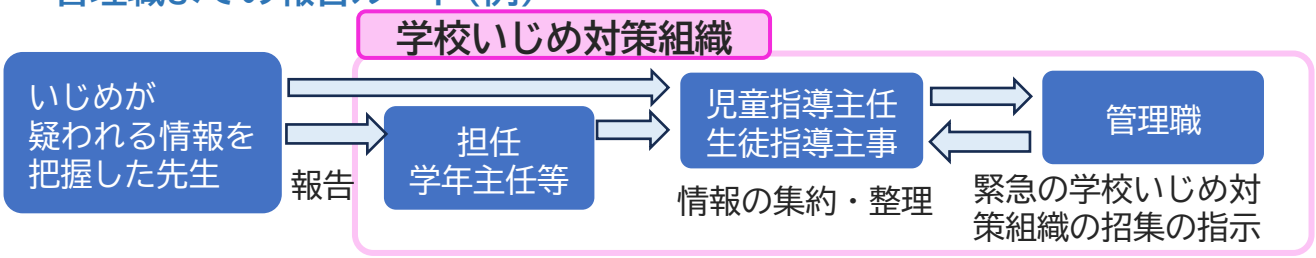

④　緊急の学校いじめ対策組織会議（調査前）の開催

主な検討事項

- ○　いじめが疑われる情報や被害が疑われる児童生徒の状況等の共有
- ○　調査方法（アンケート調査・聴き取り調査等）
- ○　調査の担当者及び役割
- ○　警察等関係機関との連携
- ○　被害・加害が疑われる児童生徒とその保護者に対する説明内容
- ○　重大事態としての取扱い　等

※　協議内容や決定事項等についての議事録を作成します。

いじめが疑われる事案が発生した場合に開催する緊急の学校いじめ対策組織会議においては、全ての構成員が参加することは困難であるため、その時点で参加可能な構成員が、迅速に対応を協議することが大切です。また、欠席者には議事録を回覧しましょう。

⑤　被害・加害が疑われる児童生徒及びその保護者への説明・提案等

　調査を実施する前に、被害を訴えた児童生徒とその保護者に対して、訴えの内容を確認します。また、調査方針等について説明し、意向を確認します。
　加害が疑われる児童生徒の保護者に対して、状況を説明し、調査への協力を依頼します。

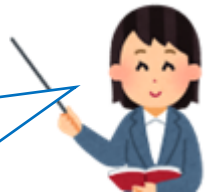

ア　いじめの被害を訴えた児童生徒及びその保護者への説明等の例

〔確認①〕
- ○　訴えの内容
- ○　事案の経過
- ○　家庭での様子　等

〔説明・提案〕
- ○　事実関係を明らかにするための調査を実施すること
- ○　調査方法・対象
- ○　調査中の支援策
- ○　調査結果を踏まえた支援・指導に関すること

〔確認②〕
- ○　調査に関する意向
- ○　調査をする上で必要な配慮の有無
- ○　調査中の支援策の意向や希望する支援の有無

〔支援〕
- ○　休み時間の見守り、別室における学習支援　等

イ　加害が疑われる児童生徒及びその保護者への説明等の例

〔説明〕
- ○　児童生徒からいじめの被害の訴えがあったこと
- ○　事実関係を明らかにするための調査を実施すること
- ○　調査方法・対象

〔確認〕
- ○　家庭での様子　等
- ○　調査をする上で必要な配慮の有無

※　事案の状況に応じて、聴き取り調査等の実施後に、関係児童生徒の保護者に対して、事案の概要や調査結果等について説明することが考えられます。

⑥　調査の実施

緊急の学校いじめ対策組織会議での検討結果や、被害・加害が疑われる児童生徒・保護者に対する説明等の結果を踏まえ、聴き取り調査や緊急アンケート等を実施します。

○　聴き取り調査

ア　正確に事実を確認するためのポイント

①　先入観を持たず公正・公平に聴き取る
②　複数の証言を得るなど、客観的な事実を把握する
③　役割分担（質問者、記録者）を決め、児童生徒の発言をそのまま記録する

調査実施に当たっての留意事項⇒P.34参照

イ　聴き取り調査の主な内容

□いつ(いつから)　□どこで　□誰から(誰が)
□何をされたか（何をしたか）　□その時の気持ち　等

いじめ事案聴き取りシート（例）⇒P.51参照

○　緊急アンケート調査

被害が疑われる児童生徒、加害が疑われる児童生徒双方の訴えが一致しない、目撃した児童生徒の存在が確認できないなどの場合には、緊急アンケート調査を実施することも有効な方法の一つです。

【記名式・無記名式のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
記名式	○　回答者・該当者が特定されるため、教職員が事実確認に活用しやすい。	○　回答者・該当者が特定されるため、児童生徒が事実を回答することに躊躇する場合がある。
無記名式	○　回答者・該当者が特定されないため、児童生徒が安心して事実を回答することができる。	○　回答者・該当者が特定されないため、教職員は事実確認に活用しにくい。

⑦　緊急の学校いじめ対策組織会議（調査後）の開催

聴き取り調査等の結果を共有し、いじめの事実や被害・加害児童生徒に対する支援策等を検討します。また、調査結果や支援策等に関する被害・加害児童生徒及びその保護者への説明内容等について検討します。

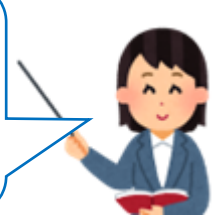

主な検討事項

○　聴き取り調査等の結果等を踏まえた **いじめの事実認定**

○　被害・加害児童生徒及びその保護者に対する調査結果に関する説明の内容

○　被害児童生徒及びその保護者への支援の内容及び説明の内容

○　加害児童生徒に対する指導内容、加害児童生徒の保護者に対する助言の内容、加害児童生徒及びその保護者に対する説明の内容

○　学級・学年等の児童生徒に対する指導の内容

○　事案発生の背景や要因及び再発防止策

※　協議内容や判断の根拠、決定事項等について議事録を作成します。

●　調査の結果、いじめの事実が確認できなかった場合

ア　資料の整理

いじめの事実認定の根拠とした調査に関する情報（資料）を再確認します。

イ　事実の説明

被害を訴えた児童生徒、加害が疑われた児童生徒、それぞれの保護者に対して、調査方法や調査を通じて把握した情報を説明した上で、訴えのあったいじめの行為が確認できなかったことを説明します。

ウ　支援の継続

被害を訴えた児童生徒及びその保護者の心情に配慮し、必要に応じて見守り等の支援を継続します。

⑧　被害・加害児童生徒及びその保護者に対する指導・支援・助言に関する組織的な対応

指導･支援体制の構築

○　調査結果を踏まえた対応方針に基づき、被害児童生徒、加害児童生徒等に対する指導･支援体制を構築します。

○　指導・支援体制を構築する際、関係教職員等の役割を明確にするため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の助言を得ながら、指導・支援計画を作成します。

被害児童生徒への支援

○　被害児童生徒の心身の安全・安心を最優先に支援することを共有します。

○　カウンセリング等を通じて、被害児童生徒の心のケアを図るとともに、友人関係の不安等の解消に向けた方法を一緒に考えます。

○　被害児童生徒が信頼できる大人（相談しやすい教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）が連携し、継続して支援します。

⇒P. 20参照

加害児童生徒に対する指導・支援

○　被害児童生徒の苦しみや心の痛みに気付くことができるよう、個別に指導を行いながら自らの行為の責任を自覚させます。

○　加害児童生徒が抱えている背景を把握し、再びいじめを行うことがないよう指導します。

⇒P. 22参照

保護者との連携

○　担任等が、被害・加害児童生徒の保護者に対して、調査結果や今後の指導・支援方針について説明します。

○　指導・支援の状況と、その後の経過について、定期的に報告します。

○　家庭での対話や見守り等の協力を依頼します。

被害⇒ P. 21参照
加害 ⇒P. 23参照

いじめの解消　⇒ P. 24参照

⑧-１　被害児童生徒への支援

いじめ防止対策推進法第２３条には、被害児童生徒への「いじめに対する措置」として、主に以下のように定められています。

○　いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援を継続的に行うこと

○　いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること

○　いじめ事案に係る情報を保護者と共有するための措置等を講ずること

ア　心のケアを図ります。

○　被害児童生徒を守る強い意思のもと、担任だけでなく、その他の教員と情報を共有しながら見守ります。

○　いじめをやめさせ、いじめを解消する指導を行い、被害児童生徒の安全確保に努めます。

○　担任やスクールカウンセラー等による個別面談等を通じて、被害児童生徒の心のケアを継続的に行います。

イ　一緒に考えます。

○　被害児童生徒の意向を確認しながら、友人関係の不安等の解決に向けた方法を一緒に考えます。

○　「学校いじめ対策組織」で決定した支援策等を提案し、意向を確認しながら支援を進めます。

ウ　温かい人間関係をつくります。

○　積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくります。

○　授業等の時間に互いのよさを認め合う機会を設定するなどして、児童生徒にとって居心地のよい集団づくりに努めます。

Point①　被害児童生徒の立場に立って対応する。

Point②　謝罪をもっていじめを安易に解消とせず、「いじめが解消している状態」（P.24参照）に沿って、継続的に確認する。

Point③　児童生徒のよさや持ち味を称賛し、自信を持たせる。

⑧-２　被害児童生徒の保護者への支援

ア　気持ちを受け止め、一緒に考えます。

○　保護者が抱えている苦悩や不安等を理解しようと努めます。
○　被害児童生徒を中心に据え、今後の対応を一緒に考えます。

イ　正確な情報を提供し、見通しを共有します。

○　いじめの事実関係や「学校いじめ対策組織」で決定した今後の対応方針について説明します。
○　支援策等について提案し、保護者の意向を確認します。
○　被害児童生徒への支援の状況や被害児童生徒の様子等について、定期的に報告することを伝えます。

ウ　家庭での協力を依頼します。

○　家庭内での対話や見守り等を依頼します。
○　家庭での様子等を必要に応じて連絡することを依頼します。

Point①　複数の教員で対応する。
Point②　保護者の苦悩や心配、不安等を十分に理解して対応する。
Point③　学校と家庭の役割分担を明確にして対応する。

いじめ防止対策推進法第９条第２項には、保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとすると定められています。

⑧-３　加害児童生徒に対する指導・支援

いじめ防止対策推進法第２３条第３項には、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うことが定められています。

ア　いじめの事実等を確認します。

○　聴き取り調査を実施し、いじめの事実と経過等を確認します。
○　児童生徒の個人情報の取扱いに十分に留意します。

イ　被害児童生徒の苦しみや心の痛みに気付くよう指導します。

○　いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解できるよう指導します。
○　形式的な謝罪で事案を解決させるのではなく、被害児童生徒の苦悩を理解し、自らの行為の責任を自覚できるよう指導します。

ウ　いじめの背景や要因の理解に努めます。

○　いじめの背景にあるストレスの存在等を把握（アセスメント）し、必要に応じ関係機関等と連携しながら課題の解決に努めます。
○　加害児童生徒の健全な人格の発達に配慮して指導します。

エ　今後の過ごし方を一緒に考えます。

○　加害児童生徒のよい面を認め、それを生かした行動を一緒に考え、実践できるよう指導します。
○　再びいじめを行うことがないよう、他人を思いやる心を育むとともに、人間関係の改善に向けて継続的に指導します。

Point①　複数の教職員で対応する。
Point②　毅然と、そして親身に対応する。
Point③　保護者や関係機関等と連携し、継続的に指導する。

いじめ防止対策推進法第２３条第４項には、被害児童生徒等が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、加害児童生徒を教室以外の場所で学習させる等の措置を講ずることが定められています。

⑧-４　加害児童生徒の保護者に対する助言等

ア　いじめの事実等について説明します。

○　聴き取り調査等を通じて把握した客観的な事実や経過等を説明します。

○　指導・支援策等、学校としての対応方針を丁寧に説明し、理解を求めます。

イ　いじめの背景や要因について一緒に考えます。

○　いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを説明します。

○　聴き取り調査等を通じて把握した、加害児童生徒がいじめをした理由を踏まえ、加害児童生徒が抱えているストレスの存在等について、保護者と一緒に考えます。

○　責めるようなことはせず、保護者の心情に配慮しながら、解決に向けた方法を一緒に考えます。

ウ　家庭での協力を依頼します。

○　被害児童生徒との関係調整等に向け、学校の指導への理解と協力を依頼します。

○　加害児童生徒のよさを伝え、今後の生活に生かす取組を一緒に考えます。

○　再びいじめを行うことがないよう、家庭での対話や見守りについて協力を依頼します。

Point①　保護者の心情に配慮し、客観的な事実等を説明する。
Point②　保護者が苦悩や不安等を抱えていることを想像して対応する。
Point③　今後の成長に向けた取組を共有する。

いじめ防止対策推進法第９条第１項には、保護者が、その保護する児童生徒に対して、いじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導等を行うよう努めることが定められています。

（５）　いじめの解消

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）には、いじめの解消が示されています。

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続していること。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※　いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒と加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

被害児童生徒及びその保護者との面談等を通じて、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを確認し、学校いじめ対策組織会議において「解消している」状態かどうかを判断しましょう。

【いじめの解消に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１．３か月が経過すれば、必ず解消と判断できますか。

Ａ１．　いいえ。３か月が経過していても、被害児童生徒が不安や苦痛を感じている場合は、いじめが解消したとは判断できません。期間だけでなく、被害児童生徒の状況を丁寧に確認することが必要です。

Ｑ２．加害児童生徒が「謝罪」し、被害児童生徒が「もう気にしていない」と言っています。すぐに解消と判断してよいですか。

Ａ２．　いいえ。すぐにいじめが解消したと判断することはできません。いじめの解消は、少なくとも下記の２つ
①　いじめに係る行為が止んでいること
②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
を満たす必要があります。そのため、謝罪後も継続的に見守りを行い、被害児童生徒や保護者への面談等を通じて、安心して学校生活を送れているかを確認することが大切です。また、表面上は問題が解決したように見えても、被害児童生徒が本音を言えずに我慢している場合もあるため、丁寧な状況把握が求められます。

３　重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第２８条第１項には、重大事態が発生した際には調査組織を設け、調査を行うことが定められています。

（１）　重大事態の定義

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（通称：生命心身財産重大事態、１号重大事態）

いじめにより児童生徒が<u>相当の期間</u>学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（通称：不登校重大事態、２号重大事態）

※　不登校重大事態の「相当の期間」とは、年間30日を目安としますが、一定期間、連続して欠席していて、その要因にいじめが考えられる場合は、学校はこの目安にかかわらず設置者（県・市町教育委員会)に報告・相談し、情報共有を図ります。

「いじめ」と「重大な被害」、「いじめ」と「相当な期間の欠席」に因果関係があると疑われる場合は、「重大事態」として対応します。

重大事態の判断

重大事態の判断を行うのは、設置者（県・市町教育委員会）または学校です。

※　学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に設置者（県・市町教育委員会）に相談します。

【重大事態として扱われた事例】

①　児童生徒が自殺を企図した場合

・　軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②　心身に重大な被害を負った場合

・　リストカットなどの自傷行為を行った。
・　暴力を受け、骨折した。
・　投げ飛ばされ脳震盪（のうしんとう）となった。
・　殴られて歯が折れた。
・　カッターで刺されそうになったが、咄嗟（とっさ）にバッグを盾にしたため刺されなかった。（※）
・　心的外傷後ストレス障害と診断された。
・　嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・　多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。（※）
・　わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。（※）

（※）の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

③　金品等に重大な被害を被った場合

・　複数の生徒から金銭を要求され、総額１万円を渡した。
・　スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④　いじめにより転学等を余儀なくされた場合

・　欠席が続き（重大事態の目安である３０日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

◎　これらは例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるもの、診断書や警察への被害届がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉えることに留意します。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【別添資料】

いじめの被害が疑われる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談・通報し、適切に援助を求めなければなりません。

（２）　重大事態調査の目的

「重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。」

（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン P.5）

調査の目的は、次の３点です。

- ○　重大な被害に至った事実関係を可能な限り明らかにする。
- ○　当該重大事態への対処を行う。
- ○　同様の事態の再発防止策を講じる。

※　不登校重大事態の場合、不登校状態の解消も目的に含まれます。
※　民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものでもありません。

（３）　重大事態に関するガイドライン等

重大事態が発生した際、いじめ防止対策推進法に加え、以下のガイドライン等に則った対処が求められます。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年３月）」に係る要素も本ガイドラインに盛り込まれ、国のガイドラインが一本化されました。

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針

令和７年12月に改訂され、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査全体の流れが明確化され、基本調査の様式等に係る記載が充実しました。

（４）　重大事態の対応フロー図

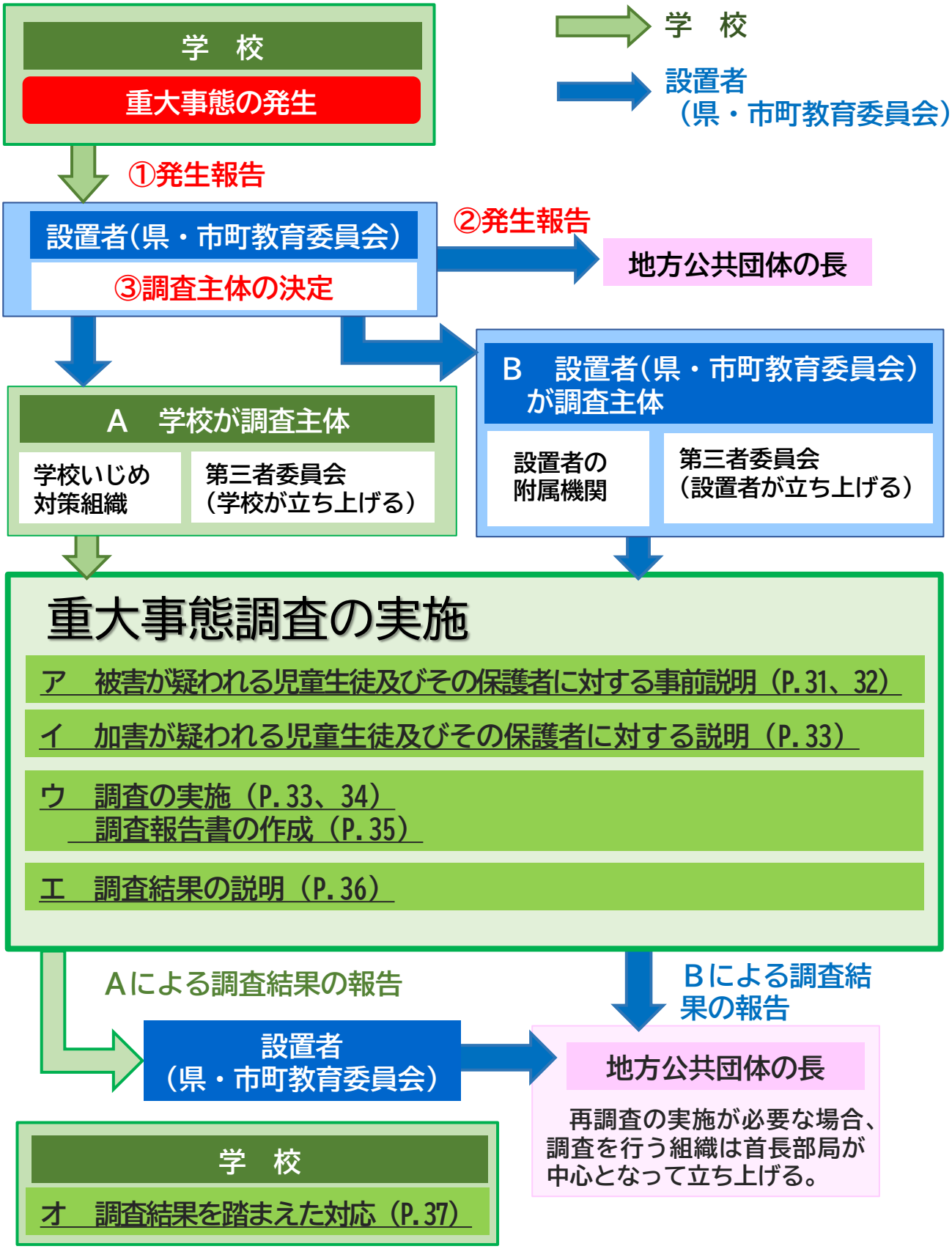

（５）　重大事態発生時の対応

いじめ防止対策推進法第３０条第１項には、地方公共団体が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等まで報告しなければならないことが定められています。

①・②発生報告

○　学校は、重大事態が発生した旨を設置者(県・市町教育委員会)に速やかに報告します。

※　速やかな報告を行うことで、設置者（県・市町教育委員会）により、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣等の支援が可能となります。

○　設置者（県・市町教育委員会）は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告します。

③調査主体の決定

○　設置者（県・市町教育委員会）が、個別の重大事態の状況に応じて、調査主体を学校とするか、　設置者(県・市町教育委員会)とするかを判断します。

調査の実施に向けて

○　保護者との連絡・調整を円滑に進めるため、学校又は設置者において、窓口となる担当者を決めておきます。

○　定期的に実施しているアンケート調査や面談の記録、学校いじめ対策組織会議の議事録等、調査に必要な文書等の収集・整理に取り組みます。

重大事態調査を滞りなく始めるためには、学校と設置者との速やかな情報共有と連携、そして、学校における重大事態調査に対する理解と協力体制が大切です。

（６）　「学校が調査の主体となる場合」の学校における対応の流れ

ア　被害が疑われる児童生徒及びその保護者に対する事前説明

事前説明は、２段階に分けて行います。

【速やかに説明・確認する事項】

①　重大事態の別（1号・２号・１号かつ２号）

1号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するかということや、法に基づき調査を行うことなどを説明します。

②　調査の目的

- 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明します。
- 調査の結果、事実関係が全て明らかにならない場合や、重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えない場合も想定されることについても言及します。

③　調査組織の構成に関する意向の確認

調査組織の構成について説明し、児童生徒及びその保護者からの要望があるか確認します。

④　調査事項の確認

調査主体側で把握している事案と児童生徒及びその保護者が認識している事案に食い違いがある可能性もあるため、調査事項となるいじめ(疑いも含む)や出来事についての確認を行います。

⑤　調査方法や調査対象者についての確認

児童生徒及びその保護者から調査方法や聴き取り調査を行う対象者について要望があるか確認します。

⑥　窓口になる担当者や連絡先の説明・紹介

児童生徒及びその保護者に窓口となる者を紹介します。

【調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

① 調査の根拠、目的

② 調査組織の構成

調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介します。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

当面のスケジュールについて目途を示すとともに、定期的・適時のタイミングで児童生徒及びその保護者に経過報告を行うことを説明します。

④ 調査事項・調査対象

重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめや出来事、学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒や教職員等の範囲）に調査するかについて説明します。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明します。
- 事前に説明を行った段階で調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明します。

⑥ 調査結果の提供

調査終了後に、調査結果の提供及び説明を行うことについて、あらかじめ児童生徒及びその保護者に説明を行います。
また、加害が疑われる児童生徒及びその保護者に対しても、調査結果の提供及び説明を行う必要があることを説明します。

⑦ 調査終了後の対応

- 調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明します。
- 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明します。
- 調査報告書について意見等があれば、地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明します。

イ　加害が疑われる児童生徒及びその保護者に対する説明

重大事態調査は関係者の協力を前提としています。詳細な事実関係を確認するためには、加害児童生徒やその保護者等の協力を得ることが大切です。

加害が疑われる児童生徒及びその保護者に対しても、**【調査を行う体制が整った段階で説明する事項】**(P.32)について説明し、調査に関する意見がある場合には、意見を聴き取り、必要に応じて調整します。

- **加害が疑われる児童生徒が、いじめの事実関係を否定している場合**

この調査は、加害児童生徒の責任追及等を目的とするのではなく、事実関係を正確に把握し、事案への対処及び再発防止策を検討することが目的であることなどを説明し、調査への理解と協力を求めます。

- **加害が疑われる児童生徒から、自らも被害を受けているとの訴えがあった場合**

被害の内容を十分に聴き取り、別途調査を実施することができる旨を説明します。

ウ　調査の実施

調査主体が学校の場合、学校いじめ対策組織が調査の進め方やスケジュールを決定します。例えば、以下のような進め方が考えられます。

① 学校いじめ対策組織会議の議事録をはじめ、これまで作成している記録等の確認
② 被害が疑われる児童生徒及びその保護者からの聴き取り調査の実施
③ 教職員に対する聴き取り調査や、加害が疑われる児童生徒に対する聴き取り調査やアンケート調査の実施
④ 事実関係の整理　※必要に応じて、追加で聴き取り等を実施します。
⑤ 事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
⑥ 報告書の作成、取りまとめ

※　いじめが背景にあると疑われる自殺事案については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和７年12月文部科学省）第６章「いじめが背景に疑われる場合の措置」に基づき対応します。

調査実施に当たっての留意事項

○　児童生徒への聴き取り調査の方法

・　複数人で聴き取ることが必要ですが、大人数で聴き取ると、児童生徒に威圧感を与えることも考えられるため、避けましょう。
・　聴き取り場所や時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定しましょう。
・　聴き取りの際は、その児童生徒をよく理解している教職員が待機して、アフターフォローに入るなどの配慮も重要です。
・　聴き取り調査は、全体として１時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り、複数回に分けて行いましょう。
・　聴き取り調査の方法としては、児童生徒の言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしないようにしましょう。
・　二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問をするようにしましょう。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もあります。

○　児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合

・　被害が疑われる児童生徒及びその保護者の意向も踏まえて、実施方法や範囲、アンケート項目等を検討しましょう。
・　学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられます。
・　うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、記名方式とすることが望ましいです。

○　調査中の被害が疑われる児童生徒・保護者への経過報告

重大事態調査は、時として１年以上の調査期間を要する場合もあるため、継続的に連絡を取り合うことによって被害が疑われる児童生徒及びその保護者に対して、調査が滞っていないという安心感を与えるようにしましょう。

調査報告書の作成

調査報告書を作成する目的は、事案の調査を行うことで、学校の対応の課題を明らかにして、再発防止を図ることです。

調査報告書の作成に当たっては、「なぜこのような事案が発生したのか」「このような状態になったのはどのような対応が不適切であったのか」等の視点をもちながら作成することが重要です。

【文部科学省が定める標準的な項目】

- ○　重大事態調査の位置付け
- ○　調査の目的、調査組織の構成
- ○　当該事案の概要
- ○　調査の内容
- ○　当該事案の事実経過
- ○　当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ○　学校の対応
- ○　当該事案への対処及び再発防止策について
- ○　参考資料

【作成のポイント】

- 調査の結果、事実関係がはっきりしない、いじめの行為を特定できない場合は、調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記入し、それ以上のことは調査では分からなかったことを明記することも考えられます。
- 被害児童生徒へ支援及び加害児童生徒への指導・支援の方策について検討しまとめます。
- 事実関係の整理を踏まえて、学校の対応や背景にある組織的対応の課題について検証・整理します。
- 再発防止に向け、日頃のいじめ防止等対策及び事案発生後の対応について真摯に分析・検証し、改善につなげます。

エ　調査結果の説明

いじめ防止対策推進法第２８条第２項には、被害児童生徒及びその保護者に対して、調査に係る重大事態の事実関係等の情報を適切に提供することが定められています。

調査に係る情報提供や調査結果の説明等を行います。

○　被害が疑われる児童生徒及びその保護者に対する調査結果の説明

【説明内容】

- 調査を通じて確認された事実関係
- 学校の対応の検証結果及び今後の対応
- 再発防止策

○　加害が疑われる児童生徒及びその保護者への調査結果の説明

【説明内容】

- 調査を通じて確認された事実関係
- 再発防止に向けた指導・支援

※　調査報告書又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明することが考えられます。

※　説明の際、調査報告書に記載された児童生徒等のプライバシーや人権に配慮することは必要です。しかし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはなりません。

○　調査報告書の公表

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされています。

※　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　Ｐ.40

「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」

オ　調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえ、被害児童生徒への支援等に取り組むとともに、学校全体で、再発防止策に着実に取り組みます。

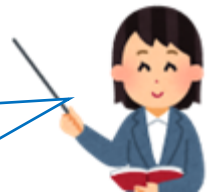

○　被害児童生徒への主な対応

- 被害児童生徒の心のケアや、被害児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。
- 被害児童生徒が不登校となっている場合、学びの継続に向けて家庭や関係機関等と連携して学習支援や登校支援等を行う。
- 被害児童生徒と加害児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合、進級や進学等の際に、学校間で適切に引き継ぎを行うなど、継続的に児童生徒の見守りを行う体制を構築する。

⇒P. 20参照

○　加害児童生徒への主な対応

- 加害児童生徒が抱える課題等を踏まえつつ、保護者と連携し成長支援の観点から指導・支援を行う。
- 特別な配慮を必要とする場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や外部の専門機関等との連携を通じて支援を行う。
- 自らの行為の責任を自覚し、被害児童生徒への謝罪の気持ちが生まれるよう保護者と連携し個別の指導を行う。

⇒P. 22参照

○　再発防止策の着実な実施

- 全ての教職員が、当該重大事態事案の発生を真摯に受けとめ、再発防止策に着実に取り組むことができるよう職員会議等の機会を活用し、調査報告書の内容を共有するとともに、役割分担や具体的な計画について確認する。
- 時間が経過しても学校全体で、組織的かつ継続的に取り組むことができるよう年度初めの職員会議等の機会を活用し、再発防止策の内容を共有する。

【いじめの重大事態に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１．　いじめの重大事態の判断は、いじめの行為の有無が調査により明確になった時点で行えばよいのですか。

Ａ１．　いいえ。重大事態としての判断は、「いじめ」と「重大な被害」、「いじめ」と「相当な期間の欠席」に因果関係がある「疑い」が生じた段階で、重大事態と判断し、調査を開始しなければなりません。

Ｑ２．　１か月以上登校できていない生徒の保護者から、「クラスの子から悪口を言われて、本人は学校に行きたくないと話している。調査をしてほしい」と伝えられました。学校は、いじめの重大事態として取り扱う必要はありますか？

Ａ２．　はい。児童生徒や保護者から訴えがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインP.14）

Ｑ３．　いじめの調査によって、いじめにより児童生徒に重大な被害が生じた疑いがあることが分かった場合は、重大事態の調査に切り替えるのですか。

Ａ３．　はい。学校は、速やかに設置者（県・市町教育委員会）に重大事態の発生を報告し、法第28条第１項に基づく重大事態調査を進めます。
　ただし、これまでのいじめの調査によって、事実関係が明らかにされた場合は、重大事態として取り扱うが新たな調査は行わないことも考えられます。
（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインP.12、P.13）

Ｑ４．　被害が疑われる児童生徒及びその保護者が重大事態調査を望まない場合は、重大事態として取り扱わなくてもいいですか。

Ａ４．　いいえ。被害が疑われる児童生徒及びその保護者が望まない場合であっても重大事態として取り扱い、調査や被害が疑われる児童生徒への支援等を実施しなければなりません。
　なお、調査については、例えば、加害が疑われる児童生徒に対する聴き取り調査等を行わず、学校の記録を基に事実関係を整理するなど、柔軟に対応できることを被害が疑われる児童生徒及びその保護者に説明する必要があります。
（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインP.10、P.11、P.30）

Ｑ５．　調査の途中で、被害が疑われる児童生徒及びその保護者から調査報告書を見せてほしいとの要望があった場合、「調査報告書が完成していないので見せることはできない」と回答してもいいですか。

Ａ５．　いいえ。その段階で学校が把握した事実関係などを、説明する必要があります。

Ｑ６．　重大事態調査によって把握した情報の記録はどのくらいの期間、保存すればよいのでしょうか。

Ａ６．　個別の重大事態の調査に関する記録については、学校の設置者が定める文書管理規則等に基づいて、卒業後５年間保存することが望ましいです。

（7）　インターネット上のいじめへの対応

　インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、また、匿名性が高いなどの性質があります。しかし、一度、いじめに関する画像や動画などがインターネット上で拡散されてしまうと、それらの情報を消去することは極めて困難です。また、拡散されてしまった情報によって、関係する児童生徒だけでなく、家庭や学校、そして、地域にも深刻な影響を与える場合もあります。そのため、インターネット上のいじめについても、どのような現状があるのか、実際に発生したらどのように対応するのか、発生しないようにどのように指導していくのかなどの確認をしておきましょう。

　インターネット上のいじめも、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になる場合があります。

事例１　ＳＮＳ上での誹謗中傷

小学生のＡがSNS上にクラスのグループを立ち上げ、同じクラスのＢに対して、「うざい」、「死ね」などの暴言を繰り返して投稿した。また、Ｂ個人のアカウントにも、「死ね」、「刺し殺すぞ」などの暴言を繰り返し投稿した。

事例２　わいせつ画像の送信や拡散

中学生のＡが、当時交際していたＢに対して、SNS上でわいせつな内容のメッセージを送信したり、わいせつな画像を送るように要求したりした。Ｂは自分の裸の画像をＡに送信してしまい、その後、Ａは同じ中学校の友人に対してＢの裸の画像を送信した。

※　このような事例が発生した場合や、学校のみでの対応が困難な事案については、被害児童生徒及びその保護者の意向を確認し、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

①　情報の把握

↓

②　警察に相談・通報

証拠の保存方法や削除依頼の進め方については、警察の指示を踏まえて対応します。

↓

③　被害・加害児童生徒及びその保護者への対応

- 被害児童生徒の思いや要望を聴き取り、解決に向けた方法を一緒に考えながら支援します。
- 被害児童生徒の安全と安心を最優先しながら、「学校いじめ対策組織」を中心として調査や対応を進めます。
- 加害行為や拡散に関係のある児童生徒が他校にもいる場合は、学校間で情報共有し対応します。

警察に相談又は通報すべき事案

事 案	該当しうる犯罪行為
○　本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 （刑法第222条）
○　特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 （刑法第230条、231条）
○　同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○　同級生の裸の写真・動画を友だち１人に送信して提供する。 ○　同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○　友だちから送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 （児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条）

警察に相談することで、被害の記録や証拠の保存方法や、被害の拡大防止や再発防止に向けた対応等について助言を得ることができます。

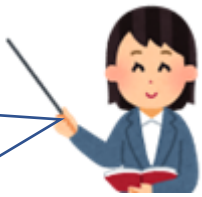

被害・加害の防止に向けた指導のポイント

児童生徒が、インターネットを使用する中で、被害者にも加害者にもなることのないよう、日頃から次のことについて指導しましょう。

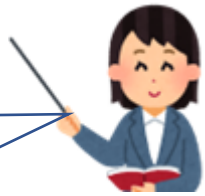

①　投稿する前によく考える

写真やメッセージは削除しても、スクリーンショットや転載によって残り続ける可能性があります。「消せば大丈夫」と考えることは誤りであることや、「この内容で誰かが傷つかないか」について、投稿する前によく考えることを指導しましょう。

②　他人の写真や情報を勝手に公開しない

本人の許可なく、写真や個人情報を投稿することは、他人の権利を侵害するだけでなく、トラブルや犯罪被害のきっかけになる可能性があります。「友だちだから大丈夫」「友だちが気付いていなければ大丈夫」などの考えは誤りであることを指導しましょう。

③　自分の写真等を安易に送らない

一度送った写真等は、保存されたり、拡散されたり、場合によってはなりすましや犯罪被害につながる可能性があります。SNSやゲーム、チャットで知り合った相手、交際相手や友だちであっても自分の写真、特に下着姿や裸の写真等は絶対に送ってはいけないことを指導しましょう。

④　個人情報を安易に公開しない

名前や住所だけでなく、制服、学校、部活動、通学路なども個人を特定する手がかりになります。また、顔写真等の個人情報の公開は、なりすましや犯罪被害につながる可能性があります。自分や友だちの情報を安易に公開しないことを指導しましょう。

⑤　困ったことがあったら相談する

SNS上などで悪口などを見たり、嫌な思いをしたりしたとき、または、そのような状況を止めることができないときは、画面を保存しておくことや、一人で悩まず、信頼できる大人（先生や保護者、警察等）に相談するよう指導しましょう。

４　早期発見・早期対応

（１）　アンケート調査の実施

いじめ防止対策推進法第１６条第１項には、いじめを早期発見するため、アンケート調査等を定期的に実施することが定められています。

ア　アンケート調査を実施する際のポイント

①　「定期的に」

○　教育相談週間と関連付けるなどして、各学期の始まりの時期などに実施しましょう。

○　学校生活アンケートや学習に関するアンケート等も活用し、定期的に児童生徒の悩み等を把握しましょう。

②　「落ち着いた雰囲気の中で、安心して回答できるように」

○　児童生徒が真剣に取り組むことができるよう、アンケート調査の目的を具体的に説明するとともに、正直に回答してほしいことなどを伝えましょう。

【教室で実施する場合】

○　学級活動やロングホームルームの時間を活用し、教室で、アンケート用紙またはタブレット上での回答を通じて実施する場合は、児童生徒に対して机上の整理整頓や机の間隔を確保することを指示しましょう。

　また、児童生徒が回答している間、教室内を適度に巡回し、取組状況を確認しましょう。

○　アンケート項目に全員が回答する項目を設定したり、回答後に取り組むことができる課題等を配布したりすることで、児童生徒が周囲の視線を気にせず回答することができます。

例）　「最近楽しかったことを書きましょう」
　　「今の学校生活で安心できると感じることを書きましょう」
　　「クラスの中で、みんなが気持ちよく過ごすために大切だと思うことは何ですか」

○　アンケート用紙を用いて実施する場合、児童生徒がいじめの被害を訴えたり、いじめを通報したりした児童生徒の存在に気付くことがないよう、担任が児童生徒一人一人から直接回収するなど回収方法を工夫しましょう。

【自宅で回答する場合】

○　自宅での回答を実施することで、児童生徒が回答時間や周囲の視線を気にせずに回答することが考えられます。自宅で実施する場合には、事前にアンケート用紙や二次元コードが記載されたプリントを配布しましょう。また、メール等を通じて、保護者に対して、自宅での回答を通じてアンケート調査を実施すること、アンケート用紙を配布したことを連絡しましょう。

アンケートの形式、実施方法、質問項目については、学校の実情等を踏まえ、学校いじめ対策組織で検討しましょう。

イ　アンケート調査実施後の対応

○　速やかに記載内容を確認しましょう。

○　いじめと疑われる情報を把握した場合は、速やかに「学校いじめ対策組織」（児童指導主任・生徒指導主事等）に報告します。

○　児童生徒が長期欠席等により回答できない場合は、電話での聴き取りや面談の実施等の方法を検討しましょう。

アンケートへの回答にいじめの訴えがなかったとしても、児童生徒に気になる様子が見られた場合は、継続的に面談や声かけを実施しましょう。

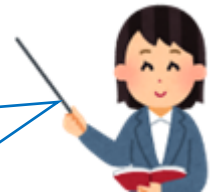

Q．定期的なアンケートや面談の記録はいつまで保存すればいいですか。

A．　学校の設置者が定める文書管理規則等に基づき保存します。
（また、当該資料の保存年限については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において「指導要録の保存期間を踏まえて５年とすることが望ましい」と規定されていることから、卒業後最低５年間保存が良いと考えます。なお、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動き等がある場合には適宜保存期間を延長します。）

※　記録の原本は卒業まで保存、PDF等にしたデータを卒業後５年間保存するなどの対応が考えられます。

（２）　教育相談体制の充実

ア　日頃から信頼関係の構築に努めます。

○　学校生活のあらゆる場面を教育相談の機会と捉えます。
○　一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として認めます。
○　観察、声かけや会話、連絡帳や生活ノート等を通じたやりとりを通して、児童生徒を理解しようと努めます。
○　日頃から、学校生活の中で気になった出来事や担任として感じた子どもの成長などを保護者に伝えます。

イ　教育相談体制を整備します。

○　定期的な教育相談週間等を活用し、アンケート調査や個人面談を実施します。
○　相談室や保健室、校内教育支援センターなど、児童生徒が安心して話せる場所を確保します。

日頃から、児童生徒に対して、困ったことがあれば、担任の先生だけでなく、他の先生やスクールカウンセラー等にも相談してよいことを周知しましょう。

○　児童生徒や保護者に対して、いじめの相談窓口（学校いじめ対策組織、関係機関の電話相談窓口等）を周知します。

関係機関の連絡先⇒P.60参照

○　教職員が、児童生徒の悩みやその背景を把握した上で支援を進めることができるよう、定期的にケース会議等を開催し、日頃の気付きや対応状況、専門家による見立て等を共有します。

ウ　いじめに関する相談を受けた場合には組織として対応します。

①　相談対応時

児童生徒の心情に配慮しながら、訴えの内容を具体的に聴き取るとともに学校の対応に関する要望等を確認します。聴き取った内容については、「いじめ事案聴き取りシート」に記録します。

いじめ事案聴き取りシート（例）⇒P.51参照

〈留意点〉

- 児童生徒が安心できる環境を確保し、複数の教員で話を聴きます。
- まずは、児童生徒の辛い気持ちを受け止めます。
- 話を否定したり、遮ったりすることなく傾聴し、いじめを受けている状況を把握します。
- 先入観や思い込みにとらわれていないか、常に注意を払いましょう。
- 相談後の不安（相談したことで加害が疑われる児童生徒からの報復を受けることや、クラスの友人の関わりの変化）の有無を確認するとともに、匿名での訴えとして扱うことへの要望の有無を確認します。

②　相談対応後

○　相談後、速やかに「学校いじめ対策組織」（児童指導主任・生徒指導主事等）に報告します。

○　保護者に連絡し、児童生徒から相談を受けた事実を報告し、家庭での児童生徒の様子について確認します。また、学校として、安全確保を優先に組織的な対応を進めることを伝え、対応の要望等を確認します。

●　児童生徒が、学校から保護者への連絡を望まない場合

- 保護者への連絡を望まない理由を聴き取ります。
- いじめの解消に向け、保護者と協力して取り組んでいきたいことを説明します。
- 保護者への連絡方法や説明する内容を提案します。

※　児童生徒の希望に応じて、「いじめ」という言葉を使わずに、「人間関係で困っている」などの表現を用いて説明することも考えられます。

～ 児童生徒がSOSを出すことの大切さ ～

いじめは、教師や保護者が気付く前に深刻化してしまうことが少なくありません。そのため、被害を受けている児童生徒はもちろん、いじめを見聞きした児童生徒がSOSを出すことは、いじめの早期発見・早期対応や支援の開始につながる大切な行動です。児童生徒が、身近にいる教職員等にSOSを出せるよう、以下の点に取り組みましょう。

○　日頃から相談しやすい雰囲気をつくりましょう。

- 児童生徒が安心して相談できる関係づくりに努めます。
- 「困ったときは相談してよい」「相談することは『告げ口』ではなく、自分や友だちを守る行動である」「相談してくれた人のことは絶対に明かさない」というメッセージを繰り返し伝えます。

○　SOSの出し方について指導しましょう。

- 嫌な思いをしたときや、友だちが困っている様子を見たり聞いたりしたときに、どのような行動が取れるか考える機会をつくります。
- 自分では止めることができないと感じたときには、一人で抱え込まず、信頼できる大人に相談することの大切さを指導します。

○　学校はSOSを出した児童生徒を徹底して守ります。

- SOSを出した児童生徒の不安に配慮し、心のケアを進めるため、見守りや面談を継続的に実施します。
- 話をしてくれた児童生徒が特定されることで報復や嫌がらせを受けることがないよう、情報の取扱いに十分配慮します。
- SOSを受けた担任等は学校いじめ対策組織に報告します。学校いじめ対策組織は速やかに組織的な調査を実施します。

⑥調査の実施⇒P.17参照

児童生徒が安心して教職員に相談したり、SOSを出したりすることができるよう、日頃から困っていることがあれば相談することを繰り返し伝えていくことが大切です。

（３）　いじめの早期発見につながる日頃の観察

いじめを早期に発見するためには、教職員一人一人が、あらゆる場面で学級の雰囲気や児童生徒の様子を観察し、学級集団や児童生徒が発する「サイン」等、些細な変化を見逃さず、敏感に察知することが大切です。

ア　いじめられている児童生徒のサイン

【登下校時、朝の会等】

- □　欠席・遅刻・早退が増える。
- □　欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- □　教師と視線が合わず、うつむいている。
- □　あいさつに元気がない。
- □　いつもと違う友だちと登下校している。
- □　友だちを避けるように下校したり、下校時間をずらしたりしている。

【授業中や休み時間】

- □　体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- □　必要以上に保健室やトイレに行く。
- □　教科書やノート等に落書き、汚れがある。
- □　授業用具の忘れ物が多かったり、机・椅子等が散乱したりしている。
- □　発言すると周囲がざわつく。
- □　授業中、ぼんやりしていて、作業が継続しない。
- □　グループ分けの際、孤立する。グループ活動中に友だちから話しかけられない。
- □　休み時間に自分の席から離れようとしない。
- □　用がないのに職員室や保健室を訪れる。
- □　訳もなく階段や廊下を歩いている。
- □　友だちとふざけ合っているように見えるが表情がさえない。

【その他】

- □　靴、かばん、傘及び自転車の鍵などの持ち物が紛失する。
- □　衣服が汚れていたり濡れていたりする。
- □　一人で準備や片付け、清掃などをしている（部活動の時間も含む）。
- □　学校行事への欠席が多い。

いじめられている児童生徒は、自分からいじめの被害を言い出せないことがあります。元気そうに見えても、不安や悩み等を抱えているかもしれません。

イ　いじめている児童生徒のサイン

- □　自己中心的な言動が目立つ。
- □　教室や廊下などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- □　特定の児童生徒にだけ、周りの児童生徒が過剰に気を遣っている。
- □　仲間だけが分かるようなサインや隠語を使っている。
- □　教師が近づくと、グループの児童生徒が急に仲が良いふりをしたり、又は不自然に分散したりする。

いじめている児童生徒の存在に気付いた場合は、教職員は児童生徒の中に積極的に入り、コミュニケーションを通じて状況を把握しましょう。

ウ　教室でのサイン

- □　あだ名が聞こえる。
- □　発言に対するヤジや冷やかしが聞こえる。
- □　ルールを守らない児童生徒が多い。
- □　掲示物へのいたずら、落書きがある。
- □　持ち物等にいたずらがあったり、なくなったりする。
- □　何か起きると特定の児童生徒の名前が出る。
- □　特定の児童生徒の机や椅子を離して座ろうとする。
- □　配布したプリント等が、特定の児童生徒に渡っていない。
- □　席替え等の際、特定の児童生徒の隣の席になることを嫌がる。
- □　清掃等の際、特定の児童生徒の机が運ばれない。
- □　特定の児童生徒だけみんなが嫌がる係の役割などを担当している。

このようなサインを察知した場合には、いじめの存在を強く意識し、教室にいる時間を増やすなどして、状況を把握しましょう。

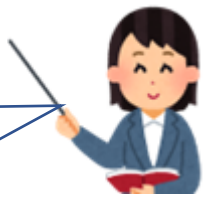

Point

学級集団や児童生徒が発する「サイン」等、些細な変化を察知した場合には、「学校いじめ対策組織」（児童指導主任・生徒指導主事等）に報告しましょう。

（４）　情報の整理と共有

①　情報の整理

いじめ事案に組織的かつ迅速に対処するためには、定期的なアンケート調査等に加え、児童生徒や保護者から得られた情報の整理や全教職員での情報共有等の仕組みづくりが必要です。

例えば、以下のような、聴き取る内容を統一する方法があります。

「いじめ事案聴き取りシート」　（例）

聴き取り日時	年　月　日 ：　～　：	対応者	
相談者氏名 （本人・保護者）	年　組	加害・被害の別	被害・加害 その他（　　）
いつ（いつから）			
どこで			
誰から（誰が）			
何をされたか （何をしたか）			
その時の気持ち			
他に知っている・見ていた児童生徒			
いじめの「程度」・期間」			
背景として考えられること			
相談者からの要望			
事後対応に関する了承（被害の場合）	保護者への報告	（　了承　・　拒否　）	
	拒否する場合はその理由		
備考			

このシートに記載された内容を用いて、学校いじめ対策組織会議で今後の対応について検討します。

②　情報の共有

聴き取った内容を集約・整理し、事案の概要を一覧表にまとめることで、教職員全員で情報共有し、児童生徒を継続的に支援することができます。

「いじめ事案一覧表」（例）

いじめが疑われる行為（からかい、冷やかし、物の紛失・破損等、ネット上でのトラブル等）を記入願います。
※　緊急性のあるものは教頭、児童指導主任・生徒指導主事、担任等に速やかに報告してください。記入は後でかまいません。

	訴えた日・確認日		被害児童生徒			事案の概要				調査結果		解消に向けた対応	
事案NO.	月	日	年	組	氏名	いつ（期間）	どこで	されたこと	どのように	いじめの事実	記入者	対応	解消
1	5	12	3	1	○○ ○○	5月12日放課後	3－1の教室	軽く叩かれた	はじめはＢとＣとお互いにふざけ合っていたが、嫌なことを言わされたので、断ったら叩かれた。	いじめの事実あり	佐藤	面談済み 児童生徒指導担当へ報告済み （承認）	済
2	6	9	1	2	△△ △△	5月18日～6月1日休み時間	2階の廊下	悪口	廊下を通るたびにＤとＥににらまれて、「きもい」などと言われる。	いじめの事実あり	山田	面談済み 児童生徒指導担当へ報告済み	
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・		・・・	・・・	・・・

この「いじめ事案一覧表」は、学年会やケース会議等においても活用できます。該当する児童生徒の様子を共有することで、関係する教職員を中心とした見守りや支援につなげていきましょう。

聴き取りシート等の置き忘れや保管方法に細心の注意を払いましょう。また、「いじめ事案一覧表」のような個人情報が記載されたファイルには必ずパスワードをかけましょう。

5　いじめの防止

（１）　いじめの防止に向けた取組

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）には、いじめの防止等、学校におけるいじめの防止等に関する措置について定められています。

以下の「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載されている「いじめの措置に関するポイント」（いじめの防止）を参考に、学校いじめ対策組織を中心としていじめの防止に向けた取組を進めましょう。

ア　「いじめについての共通理解」

○　いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、全ての教職員の共通理解を図ります。
○　全校集会や学級活動で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは決して許されない」という雰囲気を学校全体に醸成します。

イ　「いじめに向かわない態度・能力の育成」

○　道徳教育・人権教育や体験活動などを通して社会性を育み、他者の気持ちを共感的に理解し、自他の存在や人格を尊重する態度を養います。
○　意見の違いを認めながら前向きに解決する力や、自分の言動の影響を考えて行動する力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

ウ　「いじめが生まれる背景と指導上の注意」

○　勉強や人間関係のストレスを軽減できるよう、分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
○　ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツなどで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育みます。
○　教職員の不適切な言動等により、いじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

エ　「自己有用感や自己肯定感を育む」

○　全ての児童生徒に、他者の役に立っている、他者から認められていると実感できる機会を提供します。
○　児童生徒一人一人の実態に合わせた課題を設定し、達成感を感じられる機会を積極的に設けます。

オ　「児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む」

○　児童生徒がいじめの問題について考え、話し合う機会を設けます。
○　児童生徒に対して、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。

栃木県いじめ防止基本方針には、学校におけるいじめの防止等に関する措置（いじめの未然防止）の一つとして、「授業づくり」や「集団づくり」が挙げられています。

> 児童生徒一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。
> （栃木県いじめ防止基本方針P.13）

> いじめの起きにくい環境づくりに向け、学校全体で、本県が推進している「学業指導」に取り組みましょう。

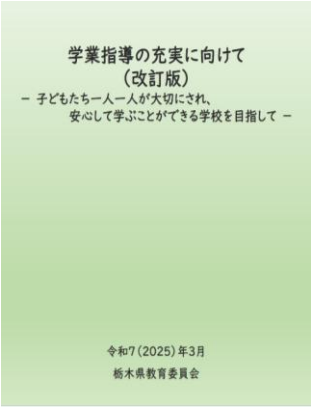

学業指導の充実に向けて１
　学業指導の視点とポイント及び取組事例

学業指導の充実に向けて２
「学業指導応援チーム派遣事業」に係る実施校の取組事例

学業指導の充実に向けて３
「サイクルで進める組織的な取組」資料及び参考文献等

学業指導とは

学業指導とは、全ての教職員が全ての児童生徒を対象として、「学びに向かう集団づくり」（学級(ホームルーム)での活動等における指導・援助）と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」（教科等の指導における指導・援助）の相互の関連を意識しながら一体的に進めていく指導・援助のことです。

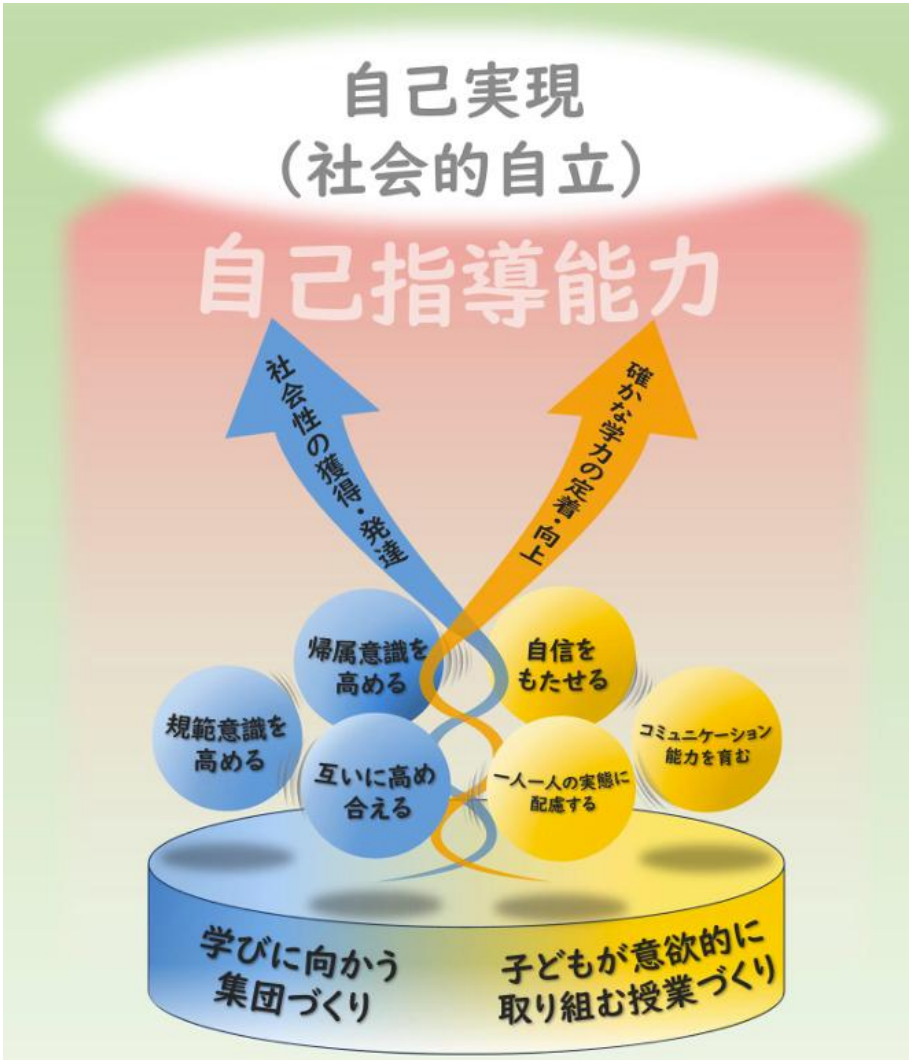

学業指導は、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童生徒一人一人の成長や発達を支えるという考え方に基づく指導・援助です。

【学びに向かう集団】
児童生徒が、ルールやきまりを守って安心して生活し、互いに支え合い高め合う関係の中で所属感や達成感を感じる居心地のよい集団

【子どもが意欲的に取り組む授業】
児童生徒が、温かい人間関係や学びやすい環境の中で意欲的に学び合い、「できた」「わかった」という喜びや達成感を味わえる授業

いじめの防止につながる「授業づくり」や「集団づくり」に向けた取組の例を紹介します。（「学業指導の充実に向けて（改訂版）」）

児童生徒一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。（栃木県いじめ防止基本方針P.13）

「授業づくり」の取組例

P54

コミュニケーション能力を育む授業づくり

ポイント1 安心して発言できる雰囲気づくり

気持ちよく授業に参加しよう！

子どもたちが自分の意見を積極的に発言できる授業がしたいんです！

子どもたちが、授業中のきまりを考える活動を実施してはどうですか？

1 概要

児童生徒が授業中の話し方や聞き方のきまりの必要性等について話し合い、係の児童生徒が話合いを通じて決めたきまりをノートサイズにまとめ、担任等がそれを印刷・配布し、児童生徒はノートに貼り、きまりを意識して授業に参加します。

2 教職員の働きかけ

① 年度初めの時期等に授業の進め方、教科等に応じた授業中のきまりの内容について説明します。

② 児童生徒が、互いに安心して授業に参加するために必要な話し方や聞き方のきまり、その具体的な内容について話し合う場を設定します。

③ 児童生徒がきまりを意識して授業に参加することができるよう、係の児童生徒がきまりをノートサイズにまとめる時間を確保し、それを印刷して配布します。

④ 授業中の児童生徒の状況に応じて、授業の中できまりを確認したり、きまりを守っている児童生徒を賞賛したりします。

教職員が日頃から児童生徒の発言を最後まで聞いたり、児童生徒の発言の正誤のみにこだわらず、発想や着眼点を賞賛したりすることが大切ですね！

学級（ホームルーム）全体に受容的な雰囲気が生まれると、児童生徒は安心して積極的に発言できるようになります。

「集団づくり」の取組例

P12

帰属意識の高い学級づくり

ポイント2　**協力し合える場の設定**

みんなでいいクラスにしよう！

子どもたちが互いに協力し合って生活できるクラスにしていきたいんです！

友達のよさに気づいて、互いに認め合う活動を実施してはどうですか？

1　概要

児童生徒が、よりよいクラスにするための取組を考え、係活動を通じて、クラス全員が参加できる取組を企画・運営します。

2　教職員の働きかけ

①　クラスの問題点やよりよいクラスの姿について話し合う場を設定します。

②　クラスの係活動を通じて、よりよいクラスにするための取組を実施することについて話し合う場を設定します。

③　学級（ホームルーム）委員長等が司会となって、係ごとに、それぞれの係の特徴を生かして実施できる取組を検討し、発表する場を設定します。

④　各係の児童生徒がクラスに対して取組を紹介するためのチラシ等を掲示できるよう、掲示板のスペースを確保します。

⑤　各係の活動を観察し、活動状況を踏まえ助言します。

⑥　取組の実施後、児童生徒が互いの取組について感想を伝える場や、係ごとに取組の改善に向けて話し合う場を設定します。

どの児童生徒も係ごとの話合いに参加できるよう、話合いのグループ編成を工夫しましょう！

係や委員会等の所属の違いに関係なく、互いに協力し合おうとする雰囲気づくりにつながります。

「学業指導の充実に向けて（改訂版）」のコラム「学業指導といじめの問題」には、学業指導がいじめの防止につながることについて書かれています。

コラム

学業指導といじめの問題

いじめの問題への対応においては、教職員一人一人が児童生徒の些細な変化を見逃さず、いじめを早期に発見し、組織的に対応するとともに、日頃からいじめが起きにくい環境づくりを進めていくことが大切です。また、生徒指導提要（令和4（2022）年12月）では、「いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます」、「『全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり』を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます」とされています。

日頃から学級（ホームルーム）に児童生徒が互いを思いやる雰囲気があれば、悪口や無視、嫌がらせ等が起きる可能性は低くなります。したがって、いじめが起きにくい環境をつくるためには、全ての教職員が、全ての教育活動を通じて、児童生徒が互いのよさや違いを認め合い、共感的な人間関係を築くことができるよう意図的な取組を実施することが大切です。

これは、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」を通じた指導・援助と重なります。学業指導を意図的・計画的に進めていくことで、結果として、いじめだけでなく、暴力行為、不登校等、児童・生徒指導上の諸課題の未然防止につながる可能性があります。

（２）　いじめの防止に向けた年間計画

「いじめの防止等のための基本的な方針」には、学校いじめ防止基本方針に記載する内容として、「学校いじめ防止プログラム」の策定等が必要であるとされてます。

いじめ防止対策年間計画(例)

あなたの学校では、いじめの未然防止等に向けた具体的な取組を、どのように年間計画に位置づけていますか。以下の表を参考に各学校の年間計画を作成・確認しましょう。

月	学校 行事	月間目標	未然防止・早期発見に 向けた取組	担当者等	連携先
4	始業式 入学式	学校生活のきまりを理解し、安心できる集団づくり	・年度初め知ってほしい生徒の共有 ・いじめスローガン作成	生徒指導主事 生徒会担当	○○教育事務所 ○○市町教育委員会 ○○小学校(学区)
5	教育相談 運動会	他者の気持ちを理解し、思いやりをもって生活する	・いじめに関するアンケート ・教育相談(二者面談)	生徒指導主事 教育相談担当	
6	定期テスト 宿泊学習	友だちのよさに気付き、互いに協力し合える学級づくり	・学校生活アンケート ・いじめ防止強調月間	生徒会担当	
7	全校集会	１学期の反省と夏休みの計画	情報モラル教室	生徒指導主事	外部専門家 警察

参考資料等

（１） 関係機関の連絡先

ア 警察 ＃9110 警察相談専用電話 最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

名 称	住 所	電話番号
宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭1-1-6	028-623-0110
宇都宮東警察署	宇都宮市中今泉3-5-63	028-610-0110
宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町1-8	028-653-0110
小山警察署	小山市大字神鳥谷1738-5	0285-31-0110
足利警察署	足利市千歳町94-7	0284-43-0110
栃木警察署	栃木市箱森町40-14	0282-25-0110
佐野警察署	佐野市浅沼町573-6	0283-24-0110
鹿沼警察署	鹿沼市上殿町1000-5	0289-62-0110
真岡警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110
大田原警察署	大田原市紫塚1-1-4	0287-24-0110
那須塩原警察署	那須塩原市方京2-15-1	0287-67-0110
今市警察署	日光市今市1378-1	0288-23-0110
日光警察署	日光市稲荷町2-2-2	0288-53-0110
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
矢板警察署	矢板市中2001-1	0287-43-0110
さくら警察署	さくら市馬場786-1	028-682-0110
那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6	0287-82-0110
茂木警察署	茂木町茂木209-2	0285-63-0110
那珂川警察署	那珂川町北向田85	0287-92-0110

イ 福祉・医療機関

名 称	住 所	電話番号
中央児童相談所	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
県南児童相談所	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
県北児童相談所	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785

ウ　教育委員会

名　称	住　所	電話番号
栃木県教育委員会事務局		
学校安全課児童・生徒指導担当	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3359
義務教育課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3390
高校教育課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3382
特別支援教育課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3381
いじめ・不登校等対策チーム		
河内教育事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3184
上都賀教育事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-0162
芳賀教育事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-5274
下都賀教育事務所	栃木市神田町6-6	0282-23-3782
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-0609
那須教育事務所	大田原市本町2-2828-4	0287-23-2177
安足教育事務所	佐野市堀米町1607	0283-23-5479
栃木県総合教育センター　教育支援部	宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210
各市町教育委員会		

エ　いじめの相談窓口

名　称	所管	電話番号・関連URL
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	0120-0-78310
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110
ホットほっと電話相談	栃木県教育委員会	028-665-9999
SNS相談@とちぎ(県ホームページ)	栃木県教育委員会	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m09/zidou-seitoshido/2026sns.html

　地域の関係機関（地方法務局、近隣の病院、救急病院、学校医、市町の福祉部局、民生児童委員、保護司等）についても連携がとれるようにしておきましょう。

（２）　参考資料等

○　いじめ防止対策推進法　平成25年６月28日法律第71号
最終改正　平成28年５月20日法律第47号

○　いじめの防止等のための基本的な方針　平成25年10月11日　文部科学省
最終改定　平成29年３月14日

○　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
令和６年８月改訂　文部科学省

○　児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針
令和７年12月改訂　文部科学省

○　いじめの重大化を防ぐための留意事項集
いじめの重大化を防ぐための研修用事例集
令和７年11月　こども家庭庁　文部科学省

○　学校における子供の心のケア　平成26年３月　文部科学省
ーサインを見逃さないためにー

○　「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
（学校・教員向け）　平成20年11月　文部科学省

○　ＳＮＳ時代の生徒指導ハンドブック　令和８年２月　栃木県教育委員会
―情報モラル教育 教師のための手引き―

○　ネットトラブル事例とその予防　平成28年７月　栃木県教育委員会

○　生徒指導提要　令和４年12月改訂　文部科学省

○　学業指導の充実に向けて　令和７年３月改訂　栃木県教育委員会

○　補訂版　いじめ防止対策推進法　全条文と解説
2018年７月18日　坂田　仰　編

（３）　その他

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（ｐ６～７参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと　など	□
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	□
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

令和７年度　児童・生徒指導推進委員会

		氏名	所属・役職等
1	委員長	坂田　　仰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科　教授
2	副委員長	佐藤　俊宏	栃木工業高等学校　教頭
3	委員	岸　　敏正	総合教育センター　研修部　指導主事
4	委員	佐藤裕美子	総合教育センター　研究調査部　副主幹
5	委員	岡　　孝成	総合教育センター　教育相談部　指導主事
6	委員	大坪　孝弘	総合教育センター　幼児教育部　指導主事
7	委員	伊藤　大介	河内教育事務所　指導主事
8	委員	佐藤　　敬	上都賀教育事務所　副主幹
9	委員	渡辺　智則	芳賀教育事務所　副主幹
10	委員	石川慎太郎	下都賀教育事務所　副主幹
11	委員	柴田　哲朗	塩谷南那須教育事務所　副主幹
12	委員	佐藤　正明	那須教育事務所　副主幹
13	委員	長ヶ部　亮	安足教育事務所　指導主事
14	事務局	栗原　英男	学校安全課児童・生徒指導担当　副主幹
15	事務局	宮田　　淳	指導主事
16	事務局	比田　嘉隆	指導主事
17	事務局	佐々木誠一	指導主事
18	事務局	植田　智英	指導主事
19	事務局	小松原悠平	指導主事
20	事務局	柴　　栄	義務教育課　指導担当　指導主事
21	事務局	安達　常将	高校教育課　指導担当　副主幹
22	事務局	森　　博基	特別支援教育課　企画推進担当　指導主事

いじめ対応ハンドブック（改訂版）　～いじめ防止対策推進法等対応版～
令和８(2026)年10月発行
栃木県教育委員会事務局
（令和７年度・令和８年度　児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ）

令和８年度　児童・生徒指導推進委員会

		氏名	所属・役職等
1	委員長	坂田　　仰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科　教授
2	副委員長	佐藤　俊宏	栃木工業高等学校　教頭
3	委員	松田　聡美	総合教育センター　義務教育部　指導主事
4	委員	嵯峨　俊介	総合教育センター　高校教育部　指導主事
5	委員	岡　　孝成	総合教育センター　教育支援部　指導主事
6	委員	小林身和子	総合教育センター　幼児教育部　指導主事
7	委員	髙野　　賢	河内教育事務所　指導主事
8	委員	佐藤　　敬	上都賀教育事務所　副主幹
9	委員	三浦　　渉	芳賀教育事務所　指導主事
10	委員	石川慎太郎	下都賀教育事務所　副主幹
11	委員	滝田　和徳	塩谷南那須教育事務所　指導主事
12	委員	佐藤　正明	那須教育事務所　副主幹
13	委員	長ヶ部　亮	安足教育事務所　指導主事
14	事務局	栗原　英男	学校安全課児童・生徒指導担当　副主幹
15	事務局	比田　嘉隆	副主幹
16	事務局	宮田　　淳	副主幹
17	事務局	塚田　龍一	指導主事
18	事務局	佐々木誠一	指導主事
19	事務局	小松原悠平	指導主事
20	事務局	柴　　栄	義務教育課　指導担当　指導主事
21	事務局	大金　孝也	高校教育課　指導担当　指導主事
22	事務局	佐藤　由佳	特別支援教育課　企画推進担当　指導主事

いじめ対応ハンドブック（改訂版）　～いじめ防止対策推進法等対応版～
令和８(2026)年10月発行
栃木県教育委員会事務局
（令和７年度・令和８年度　児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ）

いじめＳＴＯＰ!!